

3. 1848 次調査報告

遺跡名	武蔵国府関連遺跡・府中宿	
グリッド	N64-18次	
所在地	東京都府中市八幡町2丁目19番地先	
現地調査期間	令和2年5月12日～令和2年5月13日	
面積	12㎡	遺物出土量
検出遺構	その他の遺構1基(N64-SX30) [江戸時代] 小穴3基(P18-001～003) [奈良・平安時代]	
調査担当者	野田憲一郎	

1 調査の概要

本件は、府中市八幡町2丁目から3丁目にかけての旧甲州街道において、配水本管の布設替工事が行われることに伴い、事業者である東京都水道局と協議を行ったものである。

配管図等から、攪乱を受けていることが判明した地点については慎重工事としたが、一部攪乱を受けておらず、かつ隣接地の調査成果から当該道路部分に及ぶ遺構が検出されると想定される地点について調査対象とした。

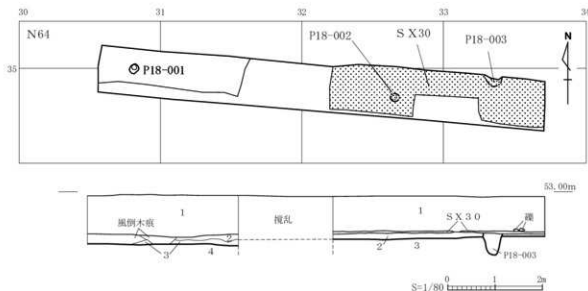
検討の結果、調査対象とした地区は、府中市八幡町2丁目19番地先の南北幅約1.2m×東西長10mの範囲とし、調査面積は12㎡となった。当地点は旧甲州街道の車線中央に位置するため、調査を夜間に実施することとした。また、調査後は翌朝までに道路を復旧する必要があったため、西半部と東半部で日を分けて実施することとした。

当地区に及ぶ遺構は、南側に隣接する635次調査地点で発見された、桁行総長11m以上(5間以上)の大型掘立柱建物跡のN64-SB5(以下、SB5という)で、北側端部と特定できる柱穴は未検出となっている。本調査では、このSB5の北側延伸部分の柱穴を確認し、当該建物の規模を把握することに主眼を置いた。

発掘調査に先立ち、4月14日に基準点測量を行い、調査範囲の位置を計測した。発掘調査は5月12日に西半部を、13日に東半部の調査を行った。調査は、重機による表土掘削の後、人力によって遺構確認面を検出し、遺構の精査を行った。検出した遺構は、撮影、図化作業を行い、



第1848-1図 調査地区位置図(1/5,000)



第1848-2図 調査区平面図・北壁断面図

記録化し、現地調査を終えた。整理作業は、5月14日から開始し、6月30日まで行った。

2 基本層序

現地表面下約80cmで暗褐色を呈する府中Ⅲ層に違するが、夜間調査ということもあり、褐色を呈し、より明瞭に遺構検出が可能になる府中Ⅳ層（ローム漸移層）上面を遺構確認面に設定した。古代の遺物包含層に相当する黒色土（Ⅱ層）は現状道路の路床で削平されており、残存していない。

- 1層 現状道路 舗装面・路盤面・路床の3層 に細分される。層厚80cm。
- 2層 暗褐色土 府中Ⅲ層下部（縄文時代遺物包含層相当）。層厚6～10cm。
- 3層 褐色土 府中Ⅳ層（ローム漸移層）。層厚8～16cm。
- 4層 黄褐色土 府中Ⅴ層（立川ロームⅢ層相当）。

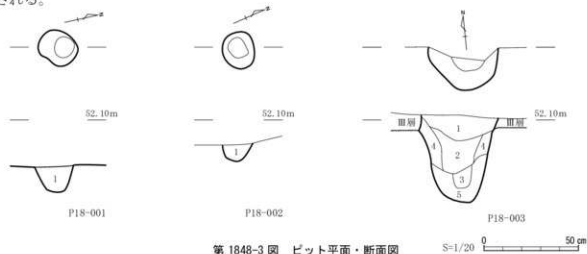
3 遺構と遺物

性格不明の硬化面 N64-SX30

調査区の東半部のN64（32・33、34）において、現状道路の路床面直下で硬化した灰褐色土を主体とする整地層を検出した。整地層の規模は南北100cm以上、東西458cm以上で、調査区外に広く拡がると推定される。層厚は3～10cmを測り、直径約5～60mmの円礫を多く含む。全体的に平坦で、硬く締まっており、近世道路の道普請などの可能性が考えられる。遺物は出土しなかった。この整地層は古代のピット（P18-002、003）を切る。

ピット P18-001～003（小穴）

3基検出された。このうちP18-002、003はN64-SX30の下層より検出されており、SX30より先行する。遺物は出土していないが、いずれも覆土の様相から古代以降の所産と推定される。



第1848-3図 ピット平面・断面図

P18-001 土層説明

1. 暗褐色土 ローム大粒少量、ローム小粒少量、赤色スコリア微量、締り弱、粘性弱（古代）

P18-002 土層説明

1. 暗褐色土 ローム大粒少量、ローム小粒少量、赤色スコリア少量、締りやや強、粘性弱（古代）

P18-003 土層説明

1. 黒色土 炭化物小粒微量、ローム小粒微量、締りやや強、粘性弱、柱抜取穴。
2. 暗褐色土 ローム大粒少量、褐色土大粒少量、柱痕跡だが、ゆさぶり行為等により拡大されている。
3. 褐色土 ローム中粒中量、ローム小粒少量、締り弱、粘性弱、柱痕跡。
4. 褐色土 ローム大粒中量、ローム小粒少量、締り強、粘性やや強、掘方埋土。
5. 黄褐色土 ローム中粒中量、締り強、粘性強、掘方埋土。

4 SB5の再検討

調査区内における土層の残存状況は、南壁側は幅10～20cmにわたって、既存の埋設管により攪乱されている。このほか中央部が一部攪乱を受けていたものの、そのほかは比較的良好に地山が残存する。当地区の南側に隣接する635次調査地区で発見されたSB5は、南北規模が当該工事範囲にまで及んでいることが想定されたが、SB5の連続する柱穴は、当該調査範囲で検出されなかった。その点を踏まえ、全体規模の可能性について確認する。

(1) SB5の平均柱間寸法

西側桁行における柱間は南から2.4m、2.1m、1.8m、2.7mである。東側桁行は、南から2.4m、2.1m、2.4m、2.1m、2.1mである。よって、桁行平均柱間寸法は2.23mとなる（小数点第3位以下切捨）。

南側梁間における柱間は東から2.7m、3.0mであり、平均柱間寸法は2.85mである。

(2) 各柱穴掘り方の長軸平均値

SB5の柱掘り方の特徴として、掘方の平面形状には方形や長方形のほか類円形なども含まれる。加えて長方形の場合、東西に長軸を向けるもの（P3-2・3）と南北に向けるもの（P1-1・4、P3-5）がみられ、厳密な斉性を欠くため、柱位置を想定するにあたっては、長軸の平均値を算出し、それにより求められる値を直径とする円圏を用いる。算出にあたっては、西側桁行P1-2は上部を削平、P1-6は一部調査区外に及ぶため除外した。南側梁間のP2-1は採用することとする。

西側桁行柱掘方の長軸値は、南から1.8m、1.6m、1.6m、1.7mである。

南側梁間柱掘方の長軸値は1.65mである。

東側桁行柱掘方の長軸値は、南から1.7m、1.75m、1.8m、1.25m、1.8m、1.4mである。これらから長軸平均値は、1.64m（小数点第3位以下切捨）となる。

この1.64mの円圏を桁行方向に2.23m、梁間2.85mで配置した模式図を作成し、本調査地点と635次調査地点の全体図に重ね合わせると第1848-4図のとおりとなる。

桁行が8間と想定した場合、本調査地点の中央および東側にP2-9、P3-9が、7間と想定した場合は、西側にP1-8が検出されることとなる。掘方の規模や形状にばらつきがみられるため、P1-8に該当する掘り方が小規模であった場合は、桁行7間であった可能性も否定しきれないという結果に留まった。

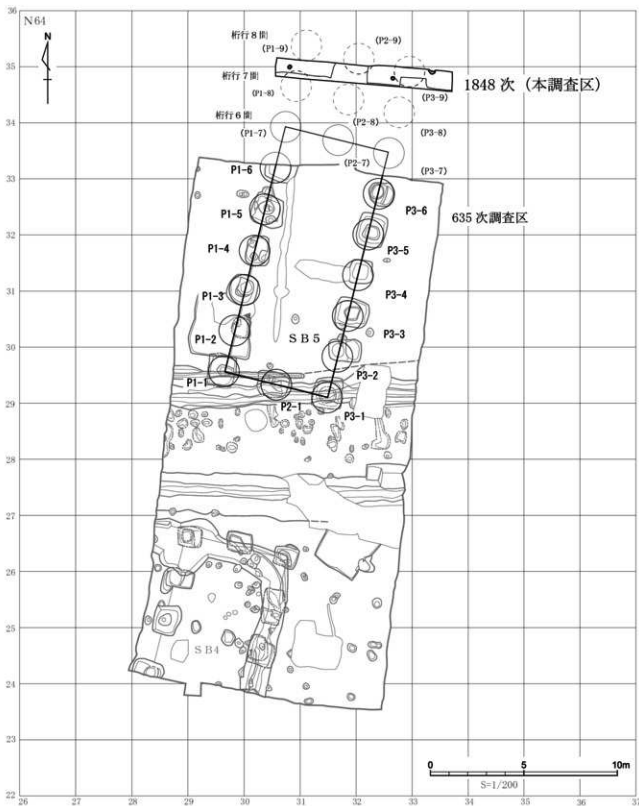
5 まとめ

今回の発掘調査では、当該調査地区の南側に隣接した635次調査地区で確認された南北棟の大型掘立柱建物跡の桁行規模がどこまで及んでいるかを確認することを目的とした。調査対象としたトレンチ位置は、SB5の柱間寸法から想定される桁行7間及び8間の柱穴の位置に当たる想定であったが、635次調査地区から連続する柱穴は、当該調査地区まで及んでいないということが確認された。桁行7間の規模については柱穴の掘方規模や形状により、その可能性を残す結果となったが、SB5の南北規模は梁行2間×桁行6間の南北長倉形の掘立柱建物跡である蓋然性が高いという新たな知見が得られた。

2×6間の掘立柱建物跡は、国衙域に所在する官衙施設を構成する建物群に相当する規模であり、南北2棟が棟を揃えて配置されていることを勘案しても、官衙施設の可能性が高い建物といえる。近年行われた当該建物跡の柱穴掘り方から出土した土器による時期の検討によると、7世紀中葉以降に創設され8世紀前葉までに廃絶しているとの考え方が提示されており、その年代観

及び建物の主軸方向の特徴から当該建物群は、多磨評家の建物群の一角を構成する建物の可能性が指摘されている（2020 湯瀬）。しかし、現段階では、この2棟の建物以外に官衙施設に相当するような建物群や区画溝等の遺構は当地区周辺では見つかっておらず、国庁ほどの厳密性はないにせよ、所謂官庁としての規格が見いだせていない。今後も当地区周辺の掘立柱建物の発見が注視される。

S B 5の上層にて確認された整地遺構については、整地層からの出土遺物はなかったものの、



第1848-4図 S B 5掘立柱建物跡 想定図

3.1848 次調査報告

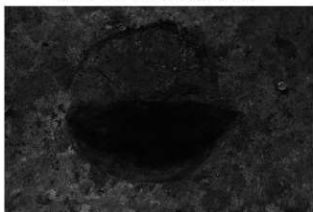
覆土が灰褐色土を主体としていることから、近世以降に構築されたものといえる。土層全体的に小礫が混ざり、平坦に硬くしまっていることから、道路跡の可能性が高い。都道3・4・9号線（現在の旧甲州街道）の道路上に位置する当該調査地区は、江戸時代の五街道の一つである甲州街道（甲州道中）に当たるため、甲州街道の跡にあたる可能性が高い。近郊で甲州街道の道普請の痕跡が調査された例では、日野市指定史跡である甲州街道万願寺一里塚の調査がある。万願寺一里塚は、平成15年に、現存する塚と塚の北側に接する甲州街道の一部について調査が行われており、3間（5.4m）幅の道普請の痕跡が見つかっている。道普請の土層は、小礫を混合した土を敷き均したものであり、当調査地区で確認された土層と類似している。なお、府中市域で甲州街道の路面が検出されたのは、既存道路の直下ということもあり、初めてのことである。今後も配管工事等で掘削が及ぶ場合には、立会調査等で路面の範囲についても確認を行っていく必要がある。



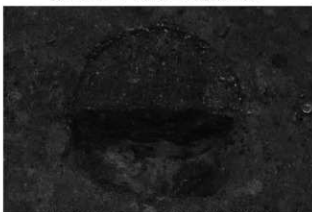
第 1848-5 図 調査地区東側全景（東）



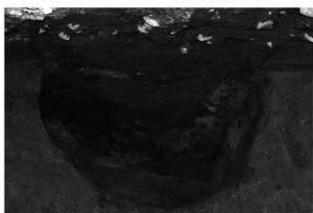
第 1848-6 図 調査地区西側全景（東）



第 1848-7 図 P 18 - 001 南北断面（東）



第 1848-8 図 P 18 - 002 南北断面（東）



第 1848-9 図 P 18 - 003 東西断面（南）



第 1848-10 図 遺構確認状況